

こども性暴力防止法 令和8年12月25日施行

日本版DBS 事業者は何をすればよいのか

施行日

令和8年12月25日（金）

制度の全体像と、施行までに整えるべきこと
はじめて学ぶ方にも分かるように

今日お答えする3つの問い

- 1 うちの施設は対象になるのか。
誰の分を確認しなければならないのか。
- 2 性犯罪歴があると分かったら、
辞めさせてよいのか。
- 3 保護者に「問題ありませんでした」と
答えてよいのか。

3番目の答えは「答えてはいけない」。その理由が、この制度の性格をよく表している。

結論

事業者がやることは、6つある

① 犯罪事実確認

対象業務に就ける人の性犯罪歴
を国に確認する

② 早期把握・相談

日常観察と面談、こどもが相談
できる窓口

③ 防止措置

おそれがあれば、こどもと接す
る業務から外す

④ 調査・保護支援

疑いがあれば調査し、被害児童
を守る

⑤ 研修

座学と演習を、業務に就く前に
受けさせる

⑥ 情報管理

確認で知った情報を厳重に管理
し、期限が来たら消す

犯罪事実確認は6分の1にすぎない。「確認したから安全」という制度ではない。

時間軸

施行は令和8年12月25日。あと78日

令和6年6月

成立・公布

令和8年1月

施行ガイドライン

令和8年12月

25日

施行

令和11年12月24日

現職者の確認期限

施行日から始まる

犯罪事実確認の申請受付。安全確保措置と情報管理措置の義務が発生する。

施行日までに整える

対象者の特定、情報管理規程、就業規則、研修の手配。

猶予がある

今いる職員の確認は、施行から3年以内でよい。

制度の性格

こどもを守り、同時に従事者も守る制度

正式名称

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

名称は英国の Disclosure and Barring Service に由来する。ただし英国のような就業禁止者名簿は置かない。

二つの目的

こどもを性暴力から守る。性暴力はこどもの人権を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い影響を及ぼす。
従事者のプライバシーも守る。確認の過程で生じる情報は極めてセンシティブであり、厳重な管理が義務付けられる。

犯歴を調べるだけでは、初犯は防げない。だからこの法律は、確認・把握・相談・研修・調査・情報管理を一体の仕組みにした。

本家、イギリスのDBS

一人の事件が、制度を生んだ

成り立ち

2002年のソーハム事件を受けたビチャード調査（2004年）が、こどもと関わる仕事の登録と情報共有の改善を提言した。これが2006年の脆弱者保護法につながる。

2012年、自由保護法により、犯罪記録局と独立セーフガーディング機関が統合され、現在のDBSが発足した。

二つの顔

Disclosure（開示） 申請に応じて犯罪記録証明書を発行する。

Barring（就業禁止） こども用・成人用の就業禁止者名簿を管理し、誰を名簿に載せるかを判断する
名称の Disclosure and Barring が、そのまま機能を表している。

日本版DBSという通称は、この英国の仕組みに由来する。もっとも、日本が取り入れたのは Disclosure の部分だけである。

本家、イギリスのDBS

証明書は4段階。職務に応じて使い分ける

段階	開示される内容	手数料
Basic	消滅していない有罪判決と条件付き警告。誰でも自分について申請できる	20ポンド
Standard	消滅したものを含む有罪判決・警告	20ポンド
Enhanced	上記に加え、地元警察が当該職務に関連すると判断した保有情報	41ポンド
Enhanced with barred lists	上記に加え、就業禁止者名簿に載っているか否か	41ポンド

名簿に載ると業務に就けない。載る経路は3つ。重大な有罪判決等による自動掲載、Enhanced checkでの開示、そして事業者等からの照会。事業者には一定の場合に照会する法的義務がある。

証明書は使い回せる。年15ポンドのUpdate Serviceに登録すれば、証明書を最新の状態に保ち、転職先でも使える。ボランティアの確認は無料。

手数料は2026年10月5日改定後のもの。イングランド・ウェールズ等が対象。

同じ名前でも、設計思想が違う

論点	イギリス	日本
証明書	4段階を職務に応じて使い分ける	1種類。特定性犯罪に該当するか否かのみ
開示の範囲	段階により、消滅した有罪判決や警察の保有情報まで	特定性犯罪に限定。20年・10年で期間も限定
就業禁止名簿	あり。載った者は業務に就けない	なし。事業者が「おそれ」を判断して業務から外す
結果を先に知る者	原則として本人に証明書が交付される	該当があれば本人へ先に通知。2週間の訂正請求
使い回し	Update Serviceで転職先にも使える	できない。事業者ごとに申請し、5年ごとに再確認
守る対象	子どもと 脆弱な立場にある成人	子どものみ

日本は、排除の判断を国ではなく事業者に委ねた。だからこそ、確認した後に何をするかが事業者の責任として重く残る。

問い1の前半

うちの施設は対象になるのか

区分	主な例	位置付け
学校設置者等	学校、幼稚園、認定こども園、保育所、児童養護施設、障害児通所支援など	義務 公立・私立を問わない
民間教育保育等事業者	学習塾、スポーツクラブ、習い事、放課後児童クラブ、認可外保育施設など	認定の申請は任意 認定を受ければ義務と同じ措置
それ以外	上記にあたらない事業者	確認の義務はない ただし防止の責務は及ぶ

認定を受けない塾も「無関係」ではない。法3条は、性暴力の防止に努め、起きた場合にこどもを適切に保護する責務を定めている。

塾・習い事・スポーツクラブの方へ

認定を受けるか、受けないか

受けると得られるもの

- ・ 事業者マークを表示できる
- ・ こども家庭庁のウェブサイトにも、認定事業者として公表される
- ・ 国に犯罪事実確認を申請できるようになる

引き受けることになるもの

- ・ 義務対象の事業者と同じ6つの措置
- ・ 対処規程・情報管理規程の作成、帳簿、定期報告
- ・ こども家庭庁の監督。違反すれば認定の取消しもある

注意したいのは「認定は受けないが、自社で前科を聞く」という発想。犯罪の経歴は要配慮個人情報であり、法令に基づく取得という例外が使えない以上、そのままでは是認し難い。

風評の実際

保護者は、こども家庭庁のサイトで調べられる

掲げられる二つのマーク

認定事業者マーク 学習塾やスポーツクラブなど、国の認定を受けた事業者が表示できる。

法定事業者マーク 学校や認可保育所など、義務対象の事業者が表示できる。

図柄はフクロウ。こどもをまもろう、みんなでまもろうから「こまもろう」と名付けられた公式キャラクターで、オレンジを基調に大きな黒い瞳が特徴。

一覧に載る項目

認定をしたとき、こども家庭庁は遅滞なくウェブサイト公表する（法22条）。

- 事業者の名称・所在地・代表者の氏名
- 事業の概要と種別
- 事業所の名称・所在地
- 従事者の業務の概要、認定の年月日

駅前の競合がマークを掲げ、保護者が検索すれば一覧に出てくる。自社の名前はそこにはない。何も言われなくても、差は可視化される。

だから、駆け込みではなく早めに動くほうがよい。申請には規程の整備も研修受講を証する書類も要り、申請が集中すれば審査にも時間がかかる。

問い1の後半

誰の分を確認するのか。施設単位ではない

対象は「業務」で決まる。こどもとの関係で次の3つを満たす業務に従事する者が、確認の対象となる。

支配性

こどもに対して支配的・優越的な立場に立ちやすい

継続性

こどもと継続的に接する関係にある

閉鎖性

第三者の目が届きにくい状況が生じやすい

雇用形態は問わない。雇用契約の有無にかかわらず、短期間の労働者やボランティアにも及び得る

。

最初の作業はリスト作り。非常勤・アルバイト・ボランティア・委託先常駐者まで含めて洗い出す

。

よくある照会

自社の職員でない人は、どうするのか

派遣労働者

こどもと接する業務に就くなら対象になり得る。派遣先の防止措置と、派遣元の対応の役割分担を決めておく。

個人業務受託者

雇用契約がなくても、業務の実態が3要件を満たせば対象になり得る。契約書に取扱いを書き込む。

実習生

保育実習・教育実習の受入れについて、大学等と受入先の対応に関する留意事項が別途示されている。

ボランティア

雇用契約の有無を問わないため、継続的にこどもと接するなら検討の対象に入る。

いずれも、誰が確認の義務を負い、結果をどう扱い、従事させられない場合にどうするかを、契約と運用であらかじめ決めておく。施行後に慌てて協議することになる論点である。

犯罪事実確認①

前科を全部見せる制度ではない

対象は「特定性犯罪」だけ

刑法上の一定の性犯罪、児童買春・児童ポルノに関する罪、性的姿態撮影等に関する罪、一定の都道府県条例違反など。

不起訴処分、懲戒処分、逮捕歴、外国の有罪判決は対象外。

期間も限定されている

刑	さかのぼる期間
拘禁刑（執行猶予なし）	執行終了等から20年
拘禁刑（全部執行猶予）	裁判確定から10年
罰金	執行終了等から10年

だから「確認したから安全」とは言えない。初犯は捕捉できず、不起訴事案も表に出ない。残る5つの措置が必要になる理由がここにある。

犯罪事実確認②

事業者が、本人より先に結果を知ることはない

- 1 事業者がシステムで交付申請する。雇用契約書や内定通知書など、業務に従事することを証する書類を添える。
- 2 本人がシステムにログインし、戸籍情報を直接国へ提出する。事業者は戸籍を預からない。
- 3 こども家庭庁が法務大臣に照会する。
- 4 該当がある場合、まず本人に通知される。本人には2週間の訂正請求の機会がある。
- 5 その期間を経て、事業者に犯罪事実確認書が交付される。本人が内定を辞退すれば申請は却下される。

確認が済むまでは、原則としてこどもと1対1にさせない等の措置が必要。

申請手続き その1

申請の前に、そろえておくもの

手続は原則オンライン。こども性暴力防止法関連システムで行う。事業者と従事者の双方にアカウントが要る

事業者がやること

- デジタル庁のGビズIDを取得する
- システムに事業者アカウントを登録し、担当者の権限を設定する
- 初めての交付申請の前に、情報管理規程を提出する
- 従事者の氏名とメールアドレスを登録する。
CSVで一括登録もできる
- 従事する事業所、業務、従事予定日を入力し、
雇用契約書等をアップロードする

従事者本人がやること

- 届いたメールのURLからアカウントを登録し、
マイナンバーカード等で本人認証する
- マイナンバーカードをスマートフォンのアプリ
で読み取り、戸籍・除籍情報を国に提出する
- カードで取得できない戸籍がある場合は、市区
町村の窓口で証明書等を取得して入力する

学校設置者等のアカウントは施行前に所轄庁を通じて一括登録される予定。認定事業者等は認定申請の前に登録する。外国籍の方は在留カード等により手続し、海外からも申請できる。

申請手続き その2

申請してから、何日かかるのか

場合	所要日数の目安
前科なし 日本国籍	2週間程度
前科なし 外国籍	3週間から4週間程度
前科あり 訂正請求をしない 日本国籍	3週間から5週間程度
前科あり 訂正請求をしない 外国籍	5週間から8週間程度
訂正請求をする 日本国籍	5週間から11週間程度
訂正請求をする 外国籍	10週間から15週間程度

内定したら、すぐ申請する。最短でも2週間、長ければ3か月を超える。「業務に従事させる前まで」に間に合わせるには、採用の流れに申請を組み込んでおくほかない。

内定を辞退されたら。本人がシステムで中止を要請し、事業者が申請を取り下げる。放置すると確認書が交付されてしまう。

こども家庭庁が示す目安。法令の適用の確認等のため、さらに日数を要する可能性がある。

犯罪事実確認③

いつまでに行うのか

場面	期限
新しく対象業務に就かせるとき	その業務に従事させる前まで
今いる職員（義務の事業）	施行日から3年以内（令和11年12月24日まで）
今いる職員（認定の事業）	認定の日から1年以内
一度確認した人	5年ごとに再確認

急な欠員が出たら（いとま特例）

やむを得ない事情で確認を待つ余裕がなく、直ちに従事させなければ事業の運営に著しい支障が生じるときは、従事開始から原則3か月以内の確認でよい。ただしその間はおもと1対1にさせない等の措置を講じなければならない。

問い2

性犯罪歴が分かったら、辞めさせてよいのか

法律上の義務（防止措置）

「おそれがある」と認めるときは、こどもと接する本来の業務に従事させない等の措置を講じなければならない。

確認対象期間は再犯リスクが高い期間として設定されているため、該当者でありながら「おそれなし」と判断できる事情は通常想定し難い。

労働法上の措置（解雇・懲戒）

こちらは別の問題。客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性が必要であり、前科の判明だけで当然に解雇できるわけではない。

まず検討すべきは、対象業務から外す配置転換である。

「該当者イコール解雇」という設計は誤り。業務から外す義務と、雇用を終わらせる判断は、次元が異なる。

採用実務

「調べてから考える」では遅い

募集要項 → 誓約書 → 内定通知書 → 就業規則 → 犯罪事実確認

内定取消しが有効となるために

法に基づく確認とは別に、採用の過程で性犯罪歴がないことを書面で確認し、内定取消事由をあらかじめ明示しておく必要がある。

事前の確認を欠くと、前科が判明しただけでは取消しが認められない可能性がある。

就業規則に入れておくもの

- 試用期間中の解約事由・懲戒事由としての「重要な経歴の詐称」
- 対象業務から外す配置転換の根拠
- 情報管理規程違反の懲戒事由化

こども家庭庁は、募集要項・求人票、誓約書・内定通知書、就業規則の参考例を公表している。

確認以外の5つ その1

兆候を早く見つけ、こどもが言える場をつくる

早期把握

- こどもの心身・行動の変化を日常的に観察する
- 発達段階や事業の特性に応じ、少なくとも年1回、面談又はアンケートを行う
- 疑いを把握したときの報告ルールと対応ルールを定め、職員・こども・保護者に周知する

相談

- 事業者内に相談員を選任するか、相談窓口を設置する
- 外部の相談窓口も併せて周知する
- いずれも少なくとも年1回、こどもや保護者に知らせる

「少なくとも年1回」は国への定期報告の文面に書き込まれている。年間計画に落とし込んでおかないと、報告の段階で困る。

確認以外の5つ その1の続き

死角をなくす。ただしプライバシーに配慮して

運用で決めておくこと

- 映像は、何か起きたときの検証にのみ用いる。何もなければ見ない、非公開にする、一定期間後に消す
- 責任者や管理職以外は、カメラを操作できないようにする
- 録音は映像よりさらに配慮が要る。同意取得を含め丁寧に

撮りにくい場所をどうするか

- 居室・トイレ・更衣室・浴室などは、入口にカメラを置き、室内が映らないようにして入退室のみ記録する
- 児童養護施設など生活の場では、意向を聴き、同意を得たうえで設置する

性暴力は発覚までに時間がかかることが多い。証拠保全の観点からは、管理の負担も踏まえたうえで、できる限り長期間の保存が望ましいとされている。

見落とされがちな一手

こども自身に伝えることが、最初の防波堤になる

こどもは発達段階や特性により、被害を受けたと認識できないことがある。それに乗じて加害が行われ、発見が遅れる。だから、こども自身への教育・啓発が防止につながる。

こどもの権利として

- 自分のことは自分で決めていい
- 自分の意見を言っている
- 自分が嫌なときは、嫌だと言っている

性に関するルールとして

- プライベートゾーン（水着で隠れる身体部分と口）を、他の人に見せたり触らせたりしない
- 他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしない
- 人と人との間には安心・安全な距離があり、その境目を「境界線」と呼ぶ

こどもが「嫌だ」という感覚を持ち、それを言葉にできるようになることが、早期発見につながる。

確認以外の5つ その2

研修は、業務に就かせる前までに

誰に

対象業務に従事する者に。研修時間は労働時間に含まれる。

いつまでに

原則として、こどもに接する業務に従事させる前まで。1回限りではなく、定期的な受講が望ましい。

何を

座学と演習の両方。同じ日でなくてもよいが、いずれも従事前を終えておく。

研修の中身で外せないもの

こどもの権利の理解、性暴力の特性、加害者に見られる「認知の偏り」とグルーミング、不適切な行為の範囲、疑いが生じたときに取るべき行動のシミュレーション、そして厳格な情報管理の必要性。

令和8年9月のガイドライン改訂で、この「従事させる前まで」という基準が明確化された。施行日や認定申請日が基準ではない。

実は、ここが一番効く

「不適切な行為」を、どこで線引きするか

法が定めるもの

児童対象性暴力等には、わいせつな言動や盗撮等が含まれる。これは犯罪に当たるものに限られない。

事業者が定めるもの

性暴力につながり得る「不適切な行為」の範囲は、各事業者がルールを設定し、関係者で認識を共有することが求められている。

たとえば、こう考える

現場で適切かどうかの判断が難しいのが「身体接触」である。どこまでなら許されるのかを現場の職員が悩みや認識を共有しながら、こどもへの性暴力が生じ得るという前提に立って、個別具体的に考えていく。これを研修の演習として行うことが示されている。

不適切な行為が確認された場合は、まず指導等を行い段階的に対応する。重大なものは性暴力に準じて扱う。規程に「不適切な行為を禁止する」とだけ書いても、現場は動かない。

確認以外の5つ その3

疑いが生じたとき、何をするか

まず、こどもから引き離す

こどもや保護者から被害の申出があった時点で、事実確認ができるまでの暫定的な対応として接触を避ける。被害があったと決めつける措置ではない。

調査する

こどもの人権と特性に配慮し、名誉・尊厳を害さないように。疑いをかけられた職員の人権にも配慮し、公正かつ中立に。必要に応じ関係機関と連携する。

こどもを守る

被害が認められるときは、保護・支援の措置をとる。目的は、こどもが日常を取り戻し、落ち着いて教育・保育を受けられるようにすること。

性暴力そのものには至らない「不適切な行為」の段階でも、まず指導を行い、段階的に対応する。その範囲を事業者が自ら定め、職員で共有しておくことが前提になる。

問い3

「問題ありませんでした」と答えてはいけない

答えてよいのは「体制」まで

確認を実施していること、閲覧者を限定していること、研修や相談窓口を整えていること。ここまでは説明してよい。

結果に触れた瞬間に一線を越える。

なぜ「なし」も言えないのか

「いませんでした」と答える運用を認めれば、答えを控えた場合が「いた」を意味してしまう。

沈黙そのものが開示になる。だから結果は、内容を問わず一律に答えない。

絞る・残さない・消す

閲覧者は必要最小限に。Excelや紙に転記しない。期限が来たら確実に消す。最も安全なデータは、そもそも作らなかったデータである。

消し忘れも罰則の対象

離職から30日以内の消去など、期限が法定されている。退職した職員の情報が古いフォルダに残っていた、という事態を整理不足と考えてはいけない。

個人情報保護法との関係

取得はできる。しかし、その後が一段厳しい

論点	個人情報保護法	こども性暴力防止法の上乗せ
取得	犯罪の経歴は要配慮個人情報。原則として本人の事前同意が必要	「法令に基づく場合」に当たるため、別途の同意は不要
利用・提供	利用目的の範囲内。第三者提供は原則本人同意	本人が同意しても自由に提供できない。オプトアウト提供も不可
漏えい	一定の場合、個人情報保護委員会へ報告	こども家庭庁への報告が別に存在する
消去	一般的な規律	具体的な期限が法定され、違反に刑事罰がある

個人情報保護法の感覚で判断すると誤る。「犯罪歴なし」は同法にいう犯罪の経歴ではないが、この制度では外部に出してはならない。

運用

施行後、どこを見られるのか

書面で見られること

- 確認書の受領日が、従事開始日より後になっていないか
- いとま特例の期限を過ぎていないか

現場で見られること

- 従事者数に比べて、確認対象者の数が少なすぎないか
- いとま特例の「やむを得ない事情」が本当にあったか

対象業務の線引きを甘くすると、「確認対象者数が過少」という形で表に出る。3要件をどう当てはめたかを、後から説明できる形で残しておく。

そのほか 帳簿の備付けと国への定期報告が必要。確認義務に違反すれば事業者名が公表され、情報管理に違反すれば是正命令、認定事業者は認定の取消しもある。不正な目的での情報提供には刑事罰が科される。

最新の動き

令和8年9月、ガイドラインが改訂された

1

研修の受講時期が明確になった。基準は施行日でも認定申請日でもなく、その人を業務に従事させる前まで。施行前に内定し施行後に働き始める人も、申請後に採用する人も、同じ基準で足りる。

2

認定事業者の公表項目に例外が置かれた。こどもの所在を知られてはならない一部の事業について、所在地を都道府県までとし、事業者名まで伏せる扱いが認められた。

3

監督の観点と定期報告の項目が具体化された。何を見られるかが事前に分かるということであり、そのまま自主点検表として使える。

ガイドラインはこども家庭庁ウェブサイトに掲載。随時更新されるため、作業時には最新版を確認されたい。

まとめ

施行までに、この6つを

- 1 対象業務従事者のリストを作る。非常勤・アルバイト・ボランティア・委託先常駐者まで含める。
- 2 3要件の当てはめを記録に残す。なぜこの人は対象で、この人は対象外なのかを説明できるように。
- 3 情報管理規程を作る。閲覧者を限定し、転記を禁じ、廃棄の期限と担当を決める。
- 4 採用の流れを一本の線にする。募集要項、誓約書、内定通知書、就業規則、研修の案内までをつなぐ。
- 5 年1回の取組を年間計画に入れる。面談・アンケート、ルールの周知、相談窓口の周知。
- 6 保護者から聞かれたときの定型回答を用意する。結果は答えない、体制は答える。

施行日 令和8年12月25日

日本版DBSは、 性犯罪歴を検索する制度ではない

こどもの安全と従事者のプライバシーの双方を守りながら、性暴力が起きにくく、兆候を早く見つけられ、起きたら直ちに動ける職場をつくる制度である。

本当のスタートは、犯罪事実確認書が届いた後にある。